

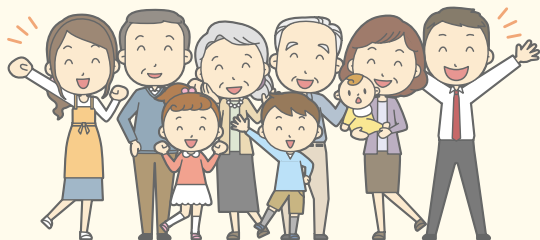
⑤ 地域包括ケアシステムの進捗状況について

【質問】 小原議員

来年、平成二十九年四月から高齢者の要支援者は介護保険から外れて、市の総合事業として実施するという事になっていますが、進捗状況を聞きたい。

【答弁】 保健福祉部長

介護予防・日常生活支援総合事業については、平成二十九年四月の実施に向け取り組みを進めている。全国的な状況を見ても、訪問型・通所型サービスのA型、B型等、全て実施しているところは少なく、本市においても、これらの中から実施可能なものからサービス提供に取り組んで行く。



【意見・要望】 小原議員

大阪狭山は結構充実しているという気はしている。私自身、ケアマネジャーとして各種の会合にも出席する機会があるが、近隣他市に遅れないように。

⑥ さやま池の周回堤の完成について

【質問】 小原議員

さやま池の周回道路の北東部の百メートル余りは既に十六年以上にわたって閉鎖されたままだ。さやま維新の会のアンケート調査に

よると、閉鎖部分を開放すべきとの意見が九十七%もあった。「通行止め」の原因は、近隣住民と行政との約束らしいが、約束文書（公文書）を示してほしい。現在の大阪府並びに本市は「当該部分は池の堤ではなく管理道路」であるという見解で、未だにその見解を踏襲している。その部分を開放しても、近隣の住民に安寧な生活に耐えがたいほどの迷惑はかからないという意見が大半である。今後一四〇〇年間、閉鎖したままに放置するのか。国史跡のさやま池の欠陥を正すのが、行政の任務であると考えるが、市の見解を伺う。

【答弁】 都市整備部理事

さやま池ダムの工事の際、大阪府富田土木事務所と近隣にお住まいの方との間で「管理用通路を堤体上に設置するが一般には開放しない」という約束があった。今回未供用部分の開放について聞いたところ、通行してほしいというこの回答だった。本市としては、今後も引き続き大阪府と協力・連携して、問題解決に取り組んで行く。

【第2質問】 小原議員

副市長に質問するが、「二人でも近隣の方の反対があれば開けられない」との見解のように、国の史跡に、勝手に期限がない約束文書を作成したとしたら、公務員として失格である。反対理由として挙げて「覗く」と表現するような距離ではないし、「通行人が喧しい」との意見に対して、対応策は充分にある。例えば「見えにくい窓ガラス」にするとか、「カーテン」でもするとか。「二重窓にする」とか。実態は、堤を散歩している人々は、

黙々と歩いている。

【答弁】 副市長

この「二人でも反対すれば通しては困りません」といった回答については、大阪府の担当部署であります本庁の河川整備課課長ともご相談をした。

私の考えとしては、日本国憲法でも私どもの自治基本条例の中でも、人権を尊重するというのがまず大前提だから、強引に通すのだといった考えは、こいつった理念からしても私としては想定できない。その人の意見を十分聞きながら、合意形成を図るというものにながっていく。反対している一人の人権を無視して、私は強行したくはない。

【意見】 小原議員

「その人の人権を無視までして、やらない、合意形成」、これは解らないでもないが、民主主義の世の中にあつて、十六年前に約束した自分たちの立場を守る為だけに約束を守るのは、おかしい。その当時、工事をやっていたから、かなり迷惑が掛けた、その為の十六年だったかも知れないが、今どれだけの迷惑を掛けているかを、大阪府も大阪狭山市も調査してから考えたらどうか。それをせずして「二人でも反対だったらできない」と言う安易な考え方だけはしないで頂きたい。

